

トラック あいち

第533号

2020 (令和2) • 8



伊良湖岬（恋路ヶ浜）

「スピードダウン! ゆっくり走ろう! 運動」実施中!!



一般社団法人

愛知県トラック協会

<https://ssl.aitokyo.jp>

CONTENTS

2020年8月
第533号

◆ 第4回 常任理事会	1	◆ 軽油価格調査	27
◆ 新入会員	15	◆ 一般貨物自動車の 増減車動向について	28
◆ 会員事業者名称等変更	16	◆ 委員会・部会活動状況	29
◆ 業務課からのお知らせ	18	◆ 支部行事	30
◆ トラック運送事業者のための 新型コロナウイルス感染予防 対策マニュアル	19	◆ 青年部会	31
◆ 支部だより	23	7月会議・委員会開催状況 9月の活動予定	
◆ 海上コンテナ部会 令和2年度「海をきれいにする ための奉仕活動事務所長表彰」	24	◆ 女性部会のご案内	32
◆ トラック運転者のために、いま、 取り組んで欲しいことがあります！	25	◆ 陸 災 防	33
		令和2年度「全国労働衛生週間」 を10月に実施	
		◆ 国道23号通行ルール	34

第 4 回 常 任 理 事 会

令和 2 年 7 月 7 日（火）11 時 00 分から愛知県トラック会館で開催

（ 審 議 事 項 ）

1. 総務委員会からの答申について

（1）近代化基金運営専門委員会からの答申について

守山経理担当課長より資料に基づき説明した。

1. 第 49 回近代化基金申込について

6 月 — 2 件 35,540 千円 —

2. 第 10 回ポスト新長期規制適合車導入に係る近代化基金融資申込について

6 月 — 7 件 153,190 千円 —

議長は議場に諮り原案通り承認された。

（2）新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（案）について ※別紙①参照

寄田総務次長より資料（㊟審議 2）に基づき説明した。

（概 要）

愛知県トラック協会の事業運営にあたり、厚生労働省や愛知県、全日本トラック協会などが定めるガイドラインを基本に、当協会の感染予防策として実施すべき基本的事項について整理したものである。なお、内容は今後の状況をふまえ随時更新する。

また、I T による効率化・迅速化に向けた事前調査への協力について依頼した。

（概 要）

今後、協会からの軽微なお知らせ等は電子メールを活用するとともに、新型コロナウイルス感染防止対策としてオンラインミーティングツールを利用した W e b 会議等の開催を検討している。その準備として、理事に対しネットワーク環境等に関する事前調査を行う。

議長は議場に諮り原案通り承認された。

2. 適正化事業特別推進委員会からの答申について

（1）令和元年度適正化実施機関事業報告並びに収支精算について

水野適正化事業課長より資料（㊟審議 1）に基づき説明した。※別紙②参照

（概 要）

巡回実施件数は、合計 1,124 件（通常 938 件 / 新規 152 件 / 霊柩・急便 9 件 / 特別 25 件）であり、昨年度比で 120 件の減少となった。

主な理由として、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和 2 年 3 月の巡回指導がすべて中止となったことが挙げられる。

また、巡回指導時に「否」となった項目で「初任運転者の事故歴未把握」「適性診断の未実施」「運輸安全マネジメントの未作成」「点呼実施の不備」の 4 項目が上位となる結果となった。苦情報告に関しては、匿名による一般消費者からの危険運転の目撃報告、あるいは被害報告が多く寄せられた。

議長は議場に諮り原案通り承認された。

3. 入退会の承認について

寄田総務次長より資料（審議3）に基づき説明した。

入会 8 社 退会 4 社 令和 2 年 7 月 7 日時点 会員数 2,639 社

議長は議場に諮り原案通り承認された。

4. 警察官型反射材付き立て看板（ナイトポリス）の作成について ※別紙③参照

甘田業務部長より資料に基づき説明した。

（概 要）

愛知県下における本年の交通死亡事故状況は令和 2 年 5 月 28 日段階で 67 名となり前年対比 16 名増加の危機的状況である。なかでも、深夜帯における死亡事故が大幅に増加しており、夜間の交通事故抑止が急務となっている。このような状況を鑑み、愛知県警より警察官型反射材付き立看板（通称：ナイトポリス）の作成及び設置の協力要請があったことから、作成協力をしたい。愛知県下 45 署に 20 本ずつの配付を予定しており、製作には 2 ～ 3 ヶ月の期間を要する。

※ナイトポリスとは・・・

昼間は通常の立看板とし、夜間はライトを当てると反射材効果で警察官が立っているように見えるのでドライバーに対して注意喚起を促すことが出来る。

また、看板上部に LED ライト（ソーラー電池仕様）を取り付け赤色灯による啓発も行う。

議長は議場に諮り原案通り承認された。

（ 報 告 事 項 ）

1. 交通事故情勢について

甘田業務部長より、資料（報告 1）に基づき、報告した。

【県内事故】（令和 2 年 6 月）

集 計 数	月 計			年 計		
種 別	件 数	負 傷 者 数	死 者 数	件 数	負 傷 者 数	死 者 数
発 生 率	2,014	2,397	8	11,992	14,267	76
前 年 比	-492	-596	-1	-3,425	-4,274	16

【事業用トラック】（令和 2 年 6 月）

	件 数（月）	死者数(月)	件 数（年）	死者数(年)
事 業 用	3	3	14	14
会 員	2	2	10	10
第 一 原 因	1	1	6	6

議長は本日の審議・報告事項が終了したことを確認し、閉会を告げた。

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (案)

一般社団法人愛知県トラック協会

令和2年7月 日

1. はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルスによる感染の予防及び感染拡大の防止を図るため、政府及び愛知県並びに全日本トラック協会の策定した感染予防ガイドライン（以下「基本ガイドライン」という。）等を基本に、当協会における新型コロナウイルス感染予防策として実施すべき基本的事項について整理したものである。

2. 感染防止の基本的考え方

協会は、協会職員に対して感染予防のため自らが取り組むべき施策等について指導・助言・周知等を行うとともに協会が行う各種事業活動等においても感染リスクがあることを理解させる。また、注意喚起及び防止措置を積極的に取らせ、もって感染を防止するための最大限の対策を講じる。

3. 講じる具体的な対策

（1）推進体制の確立

専務理事を総括責任者とし各部部長が対応する部における実施責任者とする。総括的な実施事項及び情報収集並びに庶務的事項は総務課が統括処理し、各部長に連絡等する。また各常務は専務理事を補佐するものとする。

なお、事務局内に感染者または濃厚接触者が確認された場合においては、事務局機能継続のための拠点設置順位は下記の通りとする。

順位：第1	総務課	（トラック会館1階）
第2	企画広報課	（トラック会館2階）
第3	研修部	（中部トラック総合研修センター）
第4	尾東支部	（尾東トラック輸送サービスセンター）

（2）出勤の判断

職員は出勤日の朝は、可能な限り体温測定を実施し、目安として37.5度以上の熱がある場合は、出勤せず自宅待機とする。それ未満であっても倦怠や疲労感、味覚障害等の普段と異なる体の異常を認めた場合や発熱が4日以上続く場合も自宅待機とし、その旨協会に連絡する。また、同居の家族または接触者にコロナウィルスと認められるまたはその恐れがあるとされた場合も同様とする。

上記状況で自宅待機となった場合は、十分な療養及び休養をとり、症状がなくなった場合は、協会に連絡しその指示に従う。

(3) 衛生環境の確保

○ 通勤時

テレワーク、時差出勤、ローテーション勤務など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし公共交通機関の混雑緩和を図る。自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる職員には、これを励行する。また、公共交通機関を利用する職員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

○ 事務室等での勤務および会議等の開催

- ① 職員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。また、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ② 仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。）。
- ③ 窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や 個別の作業スペースの換気に努める。
- ④ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ⑤ 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ⑥ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ⑦ 会議やイベントは、オンラインによる会議（※1）の他、身体的距離 最低1メートル以上を確保（※2）する等、極力感染リスクの少ない方法を検討し開催する。また、1メートル以上確保できない参加者が見込まれる会議やイベントの開催については、それぞれ感染リスクを考慮し都度判断するものとする。

※1 インターネットを用いた、音声や映像伝達、資料共有などの機能を有する遠隔での Web 会議。

※2 会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。

- ⑧ オンライン以外での、招集され開催される他所の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ⑨ 協会内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、職員に対して感染防止対策を周知する。

○ 休憩・休息スペース

- ① 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。また、使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。

- ② 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ③ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。

○ トイレ

便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。また、ハンドドライヤーが設置されている場合は利用を止め、共用のタオルを禁止するほか、職員は個人用タオルを持参する。

(4) 職員・来訪者または来場者への協力依頼

○ 協会施設への立ち入り

協会関係者、施設利用者など外部の立ち入りについては、当該者に対して、職員に準じた感染防止対策を求める。

○ 職員に対する協力指示

職員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家 会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『『新しい生活様式』の実践例』を周知するなどの取組を行う。また職員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。

○ 利用者に対する協力のお願い

協会施設に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示を行う等により、マスクの使用、消毒の適宜実施など感染拡大防止について理解と協力を求める。

4. 感染者が確認された場合の対応

(1) 職員の感染が確認された場合

保健所、医療機関の指示に従う。感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。また、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

(2) その他

保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

5. 留意事項

各部は、その所掌する事務事業において部外者と接しなければ業務の実施または運営等ができない場合は、基本ガイドラインおよび本ガイドラインを踏まえ、実施責任者の指揮のもと、感染予防に資するあらゆる施策を積極的に実施し、職員の罹患防止を図るとともに、集団クラスターの発生源とならないよう最大限の取り組みを行うものとする。

別紙②

適 審議1

地方適正化事業実施機関事業報告書

〔令和元年度〕

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関
一般社団法人 愛知県トラック協会

1. 指導員数

○選任指導員数 16名(専任10名、兼任6名)

2. 貨物自動車運送事業実態調査・指導報告関係

(単位:件)

		通常巡回	新規巡回	霊柩・急便	特別巡回	合計
実態調査 指導報告書 〔提出事業者数〕	上半期	508 (571)	64 (40)	0 (0)	19 (17)	591 (628)
	下半期	430 (511)	88 (66)	9 (18)	6 (21)	533 (616)
	合計	938 (1,082)	152 (106)	9 (18)	25 (38)	1,124 (1,244)

(単位:件)

実態調査 指導報告書 〔提出事業者数〕	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価	その他	合計
						通報・中止 霊柩・急便	
	764 (943)	212 (166)	93 (60)	11 (8)	10 (10)	34 25 9	1,124 (1,244)
						(57) (39) (18)	

* 評価基準〔A～E、その他〕

A … 90%以上

B … 80%以上90%未満

C … 70%以上80%未満

D … 60%以上70%未満

E … 60%未満

その他 … 26項目以下及び調査不能等

		1. 事業計画等	2. 品質等の監視・報告等	3. 運行管理等	4. 車両管理等	5. 労基法等	6. 法定福利等	7. 運輸安全マネジメント(30年度より)	合計
通常巡回	適	7,032 (8,010)	2,970 (3,347)	10,157 (11,832)	4,514 (5,112)	3,390 (3,897)	1,814 (2,101)	840 (1,027)	30,717 (35,326)
	否	33 (29)	80 (64)	480 (382)	55 (51)	82 (86)	18 (37)	98 (50)	846 (699)
新規巡回	適	1,116 (783)	349 (241)	1,588 (1,108)	651 (446)	467 (339)	290 (207)	138 (99)	4,599 (3,223)
	否	13 (4)	5 (2)	137 (69)	3 (5)	46 (9)	11 (2)	14 (6)	229 (97)
霊柩・急便	適	45 (88)	18 (39)	57 (89)	15 (32)	9 (17)	18 (26)	0 (1)	162 (292)
	否	0 (5)	1 (5)	4 (15)	3 (4)	0 (2)	0	0	8 (31)
特別巡回	適	0 (37)	0 (13)	48 (162)	0 (22)	25 (70)	0 (10)	0 (3)	73 (317)
	否	0 (0)	0 (2)	8 (27)	0 (3)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	8 (36)
合計	適	8,148 (8,830)	3,319 (3,601)	11,793 (13,102)	5,165 (5,580)	3,882 (4,306)	2,104 (2,318)	978	34,411 (37,737)
	否	46 (33)	85 (68)	625 (478)	58 (59)	128 (97)	29 (39)	112	971 (774)

* 各表中の()内は、前年度件数

適正化事業・業務実施状況報告書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

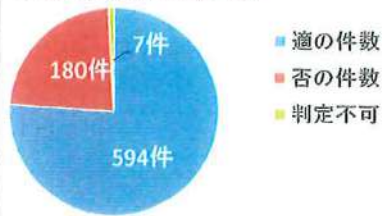
巡回件数(社)		70	(38)	69	(70)	72	(81)	71	(63)	134	(170)	139	(145)	77	(84)	126	(148)	91	(96)	275	(299)	1124	(1244)
区分	調査項目	第一支部	第二支部	第三支部	第四支部	尾東支部	尾西支部	知多支部	西三支部	東三支部	会外	指導件数											
I. 事業計画	(1) 主たる事務所	1	(1)		1	1	(1)	1	(1)	1	(6)	11											
	(2) 事業用自動車	1	(1)			1	(1)	1	(1)	1	(4)	9											
	(3) 自動車 車庫	1	(1)			1	(1)	1	(1)	1	(4)	6											
	(4) 休・睡位置能力	1	(1)			1	(1)	1	(1)	1	(6)	9											
	(5) 休・睡保守管理	1	(1)			1	(1)	1	(1)	1	(6)	9											
	(6) 届出事項					1					1	2											
	(7) 白トラ																						
	(8) 名義貸し等										(1)	(1)											
II. 帳票類の整備、報告等	(1) 事故記録							1			1	3											
	(2) 事故報告書							1			1	3											
	(3) 運転者台帳	(1)		(1)	2	1	1		(2)	7	(13)	12											
	(4) 車両台帳の整備							1	(1)	1	3	(1)											
	(5) 事業報告書等	3	5	(2)	7	(4)	4	(7)	6	(6)	17	68											
	(1) 運行管理規程																						
	(2) 運行管理者選任																						
	(3) 運行管理者研修	6	3	4	5	(1)	6	(4)	5	(1)	19	62											
III. 運行管理等	(4) 運転者の確保	3	(1)	1	(2)	3	(3)	4	(7)	3	(2)	19											
	(5) 過労防止																						
	(6) 過剰乗																						
	(7) 点呼の実施等	9	(3)	6	(2)	7	(9)	12	(10)	5	(8)	94											
	(8) 乗務記録	2	1	(1)	(1)	2	(2)	4	(1)	1	(2)	14											
	(9) 運行記録計	5	1	(1)	(2)	2	(4)	5	(3)	2	(1)	38											
	(10) 運行指示書	1	1	(1)	(1)	4	(2)	3	(1)	3	(3)	20											
	(11) 安全確保指導	2	3	(2)	4	(1)	(1)	5	(5)	6	(1)	64											
IV. 車両管理等	(12) 新規指導	9	(3)	9	(5)	6	(8)	8	(7)	16	(11)	26											
	(13) 適性診断	7	(3)	7	(2)	4	(5)	7	(5)	6	(15)	19											
	(1) 整備管理者確保																						
	(2) 整備管理者選任	3	1	(2)	3			1	(1)	3	(4)	4											
	(3) 整備管理者研修							1	(1)	1	(1)	4											
	(4) 日常点検基準	3	(1)	2	(3)	1		6	(1)	3	(2)	2											
	(5) 定期点検							2	(1)	2	(6)	9											
	(1) 就業規則	1	(1)	1	(4)	2	(2)	6	(2)	1	(2)	6											
V. 労務法等	(2) 36協定	1	(1)	3	(4)	2	(2)	6	(4)	6	(2)	1											
	(3) 労働時間	1	(1)	3	(4)	1	(2)	6	(4)	5	(2)	1											
	(4) 健康診断	1				2	(2)	3	(1)	3	(3)	31											
	(1) 労災雇用保険	2				2	(2)	2	(2)	3	(1)	4											
VI. 法定福利費	(2) 健康厚生年金	2	(1)	1	(2)	4	(1)	5	(3)	1	(3)	4											
	(1) 運輸安全マネジメント	4	(5)	5	(2)	9	(1)	4	(8)	12	(4)	9											
	(2) 健康厚生年金																						
	(1) 運輸安全マネジメント	69	(23)	46	(25)	47	(42)	64	(26)	75	(79)	133	(95)	88	(73)	110	(65)	73	(76)	416	(358)	1121	(862)
指導件数合計																							

※ 運輸安全マネジメントについては平成30年4月より開始。

指導件数の上位四項目の詳細

平成31年4月－令和2年3月分

①特定運転者指導監督



特定運転者指導監督 否の詳細



要 因 ・全従業員の記録をトラックセーフティラリーで取得しており、雇入れ時は未取得
・雇入れ時の運転者の事故歴を口頭確認で済ませている

②適性診断(初任・適齢)

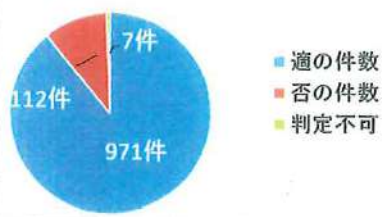


適性診断(初任・適齢) 否の詳細



要 因 ・雇入れ時に、業務を優先し、受診を後回しにしてしまい、その後未受診
・65歳で受診するが、その後3年ごとの受診を失念

③運輸安全マネジメント



運輸安全マネジメントの実施 否の詳細



要 因 ・自社は該当していないと思った
・知ってはいるが、内容がわからない

④点呼の実施



点名の実施 否の詳細



要 因 ・運行管理者又は補助者の不足により早朝、深夜の対面点名が困難
・行先地での電話点名のタイミングが不適切(運行を開始してから電話点名等)

苦 情 処 理

①貨物自動車運送事業者からの苦情

(単位：件)

	上半期受付件数		下半期受付件数		合 計
		内、処理件数		内、処理件数	
危険運転等	0	0	0	0	0
引越・宅配関係	0	0	0	0	0
違法駐車等	0	0	0	0	0
労働条件等	0	0	0	0	0
法令違反等	0	0	0	0	0
環境問題・不正改造等	0	0	0	0	0
運賃等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
小 計 (A)	0	0	0	0	0

②一般者・利用者（匿名含む）からの苦情

(単位：件)

	上半期受付件数		下半期受付件数		合 計
		内、処理件数		内、処理件数	
危険運転等	9	9	8	8	17
引越・宅配関係	0	0	0	0	0
違法駐車等	1	1	0	0	1
労働条件等	1	1	0	0	1
法令違反等	0	0	0	0	0
環境問題・不正改造等	0	0	0	0	0
運賃等	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	1	1
小 計 (B)	11	11	9	9	20

③その他からの苦情（他県適正化等）

(単位：件)

	上半期受付件数		下半期受付件数		合 計
		内、処理件数		内、処理件数	
危険運転等	0	0	0	0	0
引越・宅配関係	0	0	0	0	0
違法駐車等	0	0	0	0	0
労働条件等	0	0	0	0	0
法令違反等	0	0	0	0	0
環境問題・不正改造等	0	0	0	0	0
運賃等	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	1	1
小 計 (C)	0	0	1	1	1
合 計 (A) + (B) + (C)	11	11	10	10	21

適正化事業に関する輸送の安全の確保のための活動

活動区分	活動形式	内 容
ITによる 情報公開	愛ト協ホームページ 「適正化コンテンツ」の充実化	愛ト協ホームページ上の適正化コンテンツに、法定項目に基づいた各種帳票類の様式のほか、法令改正等の情報を掲載するなどの充実化を図った。
調査・集計	アンケート調査の実施 (巡回指導時)	巡回指導時に、物量・運賃の変動のほか、人材確保状況等に関するアンケート調査を実施し、その集計結果を「トラックあいち」において公開した。
セミナーの開催	フォローアップ研修会（3回） 改善基準告示研修会（3回） 新規事業者講習会（3回）	巡回指導結果に基づき、C評価以下の事業所のほか、特定の項目について指導を行った事業所及び新規事業所に対して左記研修会を開催し、法令遵守に関する理解深化に努めた。
	適正化セミナー（7回）	「人材雇用・育成」、「運転者職場環境良好度認証制度」、「改正労働基準法」（5回）等に係るセミナーを開催するとともに、直近の法令改正等について各事業所に対して周知徹底した。
	社会保険等の加入に関する 特別講習会（3月）	新型コロナウイルスにより中止
	Gマーク取得促進セミナー	新型コロナウイルスにより中止
冊子等の配布	巡回指導項目 「自主点検チェックシート」 (巡回指導時)	巡回指導項目の具体的な調査内容等をまとめたチェックシートを作成・配布し、事業者自らが法令遵守に努める体制づくりを支援した。
	「自動車運送事業者が事業用自動車の 運転者に対して行う一般的な指導及 び監督の実施マニュアル」の配布 (巡回指導時)	国交省告示1366号に基づく運転者教育用マニュアル（改訂版）を配布し、法定義務項目となる教育内容について周知徹底を図った。
	「健康起因事故防止マニュアル」 の配布（巡回指導時）	左記マニュアルを配布するとともに、健康起因事故発生時のリスクのほか、事業者としての対応方法等について説明した。
	貨物自動車運送事業管理帳票 「参考事例・解説集」 (巡回指導時)	「参考事例・解説集」の記載内容を随時改訂し、直近の法令改正等に対応 巡回指導時における解説資料として活用した。

令和元年度 貨物自動車運送適正化事業実施機関 収支精算書

自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

収入の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	比較増減	摘 要
法人会計受入収入	15,330,000	12,905,705	2,424,295	法人会計負担
特別会計受入収入	86,398,000	82,509,503	3,888,497	交付金会計負担
計	101,728,000	95,415,208	6,312,792	

支出の部

科 目	予算額	決算額	比較増減	摘 要
パトロールの実施に関する事業	92,170,000	82,560,235	9,609,765	(1)適正化管理費 80,342,313 指導員人件費76,212,313 退職金引当4,130,000 (2)輸送秩序確立対策費 1,942,962 自動車燃料購入307,578 有料道路通行料643,430 車両 維持管理費713,314 アルコール検知器購入費278,640 (3)指導員の会議・研修費 274,960
適正化推進に関する事業	4,198,000	6,834,431	-2,636,431	(1)適正化啓発対策費 6,487,437 各種マニュアル・資料作成費2,808,488 安全性評価事業(G マーク)取得促進費266,950 適正化セミナー開催費3,411,999 (2)運営費 346,994 中部地区物流政策懇談会他分担金・会費232,900 愛知県 道路運送秩序確立委員会会費25,000 適正化評議委員会講師 謝金89,094
交通安全運動等の実施に関する事業	100,000	236,500	-136,500	(1)運輸安全マネジメント推進費 236,500
その他	5,260,000	5,784,042	-524,042	(1)図書印刷費 1,213,558 (2)通信費 638,323 (3)租税公課・保険料 362,300 (4)賃借料 30,840 (5)支払負担金 232,500 (6)会議費 21,060 (7)消耗品費 435,129 (8)旅費・交通費 2,326,640 (9)水道光熱費 480,000 (10)雑費 43,692
計	101,728,000	95,415,208	6,312,792	

令和2年度より愛知運輸支局指示による形式変更

別紙 ③



新 入 会 員

支部	名 称	所 在 地	代 表 者	車 両 数			電 話
				大	中	小	
第一	(株) ネクスプレス	〒452-0823 名古屋市西区あし原町264番地	川瀬信太郎	21	2	0	(052) 502-8311 FAX 502-8312
尾東	日本福運株式会社 (株)	〒487-0003 春日井市木附町1300番地227 (連) 〒485-0802 小牧市大草南43番地	岩見 政義	0	9	0	(0568) 47-2122 FAX 68-7077
尾東	(株) ネクサス	〒486-0816 春日井市東新明町字西之宮477番18号	清藤 亮	0	5	0	(0568) 27-7622 FAX 27-7633
尾東	大輝 (株) 小牧営業所	〒498-0813 三重県桑名郡木曽岬町大字富田子130番地の1 (連) 〒485-0012 小牧市小牧原新田寺前1476-1	光山 正芳	4	4	0	(0568) 54-8087 FAX 73-6061
尾東	(株) イトー貨物	〒485-0029 小牧市中央一丁目123番地1	伊藤 勝	0	4	1	(0568) 76-6030 FAX 76-6030
尾西	マイスター (株)	〒490-1446 海部郡飛島村東浜3-1-1 TLS飛島物流サービス内	佐保 徳幸	13	0	0	(0567) 31-9100 FAX 31-9101
知多	(有) オーティ・トランスポート	〒470-0131 日進市岩崎町大廻間3-8 サンキャスル岩崎301	濱野 文勝	0	6	3	(0561) 56-5930 FAX 56-5933
西三	(株) ハクトランス	〒448-0038 刈谷市稲場町6丁目504-4 (連) 〒448-0024 刈谷市下重原町3丁目119番地	成瀬 あい子	6	3	1	(0566) 91-5787 FAX (052)308-8035

退 会 会 員

支部	名 称	所 在 地
尾東	中央流通センター (株)	西春日井郡
東三	眞田 剛	豊橋市
東三	栗野運輸 (有)	豊橋市
東三	(株) 丸和運送	豊川市

会員事業者名称等変更

受 付	変 更 内 容	支 部	新	旧
2020/5/15	連 絡 先 住 所 号 電 話 番 号 F A X 番 号	第一	株式会社エヌアイロジ 486-0916 春日井市八光町2丁目21-2 3階 式会社名古屋情報サービス内) 0568-35-6524 0568-35-6523	(株) 462-0001 名古屋市北区北久手町246 052-938-3914 052-938-3904
2020/5/19	F A X 番 号	第一	鬼頭運輸倉庫株式会社 0568-22-1519	052-531-8162
2020/5/26	代 表 者	第一	TSネットワーク株式会社 名古屋支店 太内 透	盛口 隆雄
2020/5/29	代 表 者 住 所 事 業 者 住 所 連 絡 先 住 所	第二	ブルーエクスプレス株式会社 名古屋営業所 小手川 攻 名古屋市南区加福町2丁目4番地2 457-0837 名古屋市南区加福町2丁目4番地2	福岡 弘容 名古屋市南区加福町2丁目5番地 457-0837 名古屋市南区加福町2丁目5番地
2020/5/27	代 表 者	第三	株式会社メイサク 近藤 真司	木原 忠司
2020/5/29	代 表 者	第四	相和運輸有限会社 坂田 利夫	坂田 和夫
2020/4/20	代 表 者	尾東	SBSフレックネット株式会社 中部物流統括部 越田 秀樹	山本 幹陽
2020/5/11	代 表 者	尾西	土屋運送有限会社 土屋 智保	土屋 基博
2020/5/13	事 業 者 住 所 連 絡 先 住 所	尾西	株式会社名福物流サービス 一宮市伝法寺8丁目18番地13 491-0828 一宮市伝法寺8丁目18番地13	一宮市丹陽町五日市場字吉原51 491-0823 一宮市丹陽町五日市場字吉原51
2020/5/29	事 業 者 住 所	尾西	有限会社一樹 名古屋市緑区桶狭間清水山103番地	名古屋市緑区有松町桶狭間切戸山3-29
2020/5/14	代 表 者	知多	有限会社間瀬運送 二村 哲史	吉田 光利
2020/5/28	代 表 者	知多	東海運送株式会社 服部 辰雄	中川 正人
2020/5/1	事 業 者 住 所	西三	株式会社内山 豊田市浄水町原山1-101	岡崎市細川町山ノ神2-234
2020/5/12	代 表 者	西三	株式会社エスワイプロモーション 名古屋営業所 櫻庭 裕之	古野 通文
2020/5/12	代 表 者 住 所 事 業 者 住 所 連 絡 先 住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	西三	東海物流有限会社 内藤 早苗 岡崎市鴨田南町9番地2-103 444-2123 岡崎市鴨田南町9番地2-103 0564-64-1163 0564-73-3001	内藤 義博 安城市井杭山町家下16-1 446-0074 安城市井杭山町家下16-1 0566-72-0441 0566-72-1165
2020/5/25	代 表 者	西三	株式会社東海興運 青木 修	磯村 智
2020/5/29	事 業 者 住 所 連 絡 先 住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	東三	ワイエスライン株式会社 豊橋市藤並町相生2-1 441-8114 豊橋市藤並町相生2-1 0532-35-7070 0532-35-7075	豊橋市西小鷹野2-10-11(201) 440-0013 豊橋市西小鷹野2-10-11(201) 0532-35-9399 0532-35-9399

会員事業者名称等変更

受 付	変 更 内 容	支 部	新	旧
2020/6/3	事 業 者 名	第一	ファイズトランスポートサービス株式会社 名古屋栄営業所	ファイズホールディングス株式会社 名古屋栄営業所
2020/6/10	代 表 者	第一	TKサポート株式会社 藤井 康博	関 伸博
2020/6/12	代 表 者	第一	森運送株式会社 森 美智雄	森 孝三
2020/6/29	F A X 番 号	第一	株式会社エス・ディ・ロジ 0562-44-7937	052-953-7426
2020/6/30	休 止 ・ 再 開	第一	信陽陸運株式会社 休止	
2020/6/8	事 業 者 住 所 連 絡 先 住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	第二	有限会社寿恵広運輸 弥富市鯛浦町中六182中山ビル1階中 498-0028 弥富市鯛浦町中六182中山ビル1階中 0567-65-3223 0567-65-3223	名古屋市中川区新家3-1419 454-0972 名古屋市中川区新家3-1419 052-432-4340 052-431-2188
2020/6/18	事 業 者 住 所 連 絡 先 住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	第二	大石梱包株式会社 名古屋市中村区名駅四丁目17番3号メイコンビル8階 450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目17番3号メイコンビル8階 052-414-5756 052-414-4533	名古屋市中区錦2-15-22 リそな名古屋ビル5階 460-0003 名古屋市中区錦2-15-22 リそな名古屋ビル5階 052-201-7709 052-201-1131
2020/6/5	代 表 者	第三	森実運輸株式会社 名古屋支店 鴻上 剛志	藤田 春美
2020/6/26	代 表 者	第三	株式会社フジトランスライナー 日比 良二	林 英之
2020/6/26	代 表 者	第三	東陽物流株式会社 黒田 城児	今井 和光
2020/6/2	事 業 者 名	尾東	ナビエース物流株式会社	株式会社中包運輸
2020/6/12	代 表 者	尾東	TGロジスティクス株式会社 斉藤 克己	小林 大祐
2020/6/18	代 表 者	尾東	トナミ第一倉庫物流株式会社 長村 悦之	明 宗寅
2020/6/30	事 業 者 名	尾東	信州名鉄運輸株式会社 名古屋センター	信州名鉄運輸株式会社 名古屋支店
2020/6/2	代 表 者	尾西	株式会社東高運輸 加島 良夫	鬼頭 清二
2020/6/3	事 業 者 住 所	尾西	株式会社廣川運送 神奈川県川崎市川崎区東田町8	神奈川県川崎市川崎区東扇島24
2020/6/19	代 表 者	尾西	国際運輸株式会社 柳橋 茂	新井 雪雄
2020/6/22	連 絡 先 住 所	尾西	丸八商運株式会社 名古屋営業所 603-8247 京都府京都市北区紫野泉堂町93	603-8431 京都府京都市北区大宮東脇台町9
2020/6/22	事 業 者 住 所 連 絡 先 住 所	知多	株式会社丸総 中京営業所 名古屋緑区大高町己新田103-1 2F 459-8001 名古屋緑区大高町己新田103-1 2F	静岡県榛原郡吉田町神戸3075-1 421-0304 静岡県榛原郡吉田町神戸3075-1
2020/6/25	電 話 番 号 F A X 番 号	知多	菱東運輸株式会社 052-654-2266 052-654-0866	052-603-2919 052-604-8870
2020/6/3	代 表 者	西三	碧南運送株式会社 榊原 俊二	石黒 文彦
2020/6/22	代 表 者	西三	愛陸急送株式会社 山崎 義雄	竹内 隆
2020/6/24	事 業 者 住 所	西三	株式会社NTサービス みよし市三好町湯ノ前89-4	みよし市三好町平池7-73
2020/6/16	事 業 者 住 所 連 絡 先 住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	東三	トラスト・ワン株式会社 豊橋市南小池町38-1 441-8044 豊橋市南小池町38-1 0532-47-3353 0532-47-3352	豊橋市南大清水町字藤ヶ谷31-1 441-8133 豊橋市南大清水町字藤ヶ谷31-1 0532-21-9515 0532-21-9516
2020/6/18	事 業 者 住 所 連 絡 先 住 所	東三	株式会社エスディー物流 豊橋市野依町字西物草12番地 441-8124 豊橋市野依町字西物草12番地	豊橋市野依町字東物草79-1 441-8124 豊橋市野依町字東物草79-1

【業務課からのお知らせ】

・愛知県内事故状況(2020年7月31日現在)

【7月】

【年計】

	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
発生数	1,915	8	2,313	13,906	84	16,580
前年比	-536	-6	-629	-3,962	10	-4,903
増減率(%)	-21.9	-42.9	-21.4	-22.2	13.5	-22.8

支部地域別死者数

【7月】

	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三	高速
年計	8	4	4	4	9	14	11	21	8	1
前年比	5	-2	1	3	4	-1	3	1	-2	-2
支部月計	0	0	1	1	2	1	1	2	0	0

愛知県内事業用貨物自動車死亡事故発生数

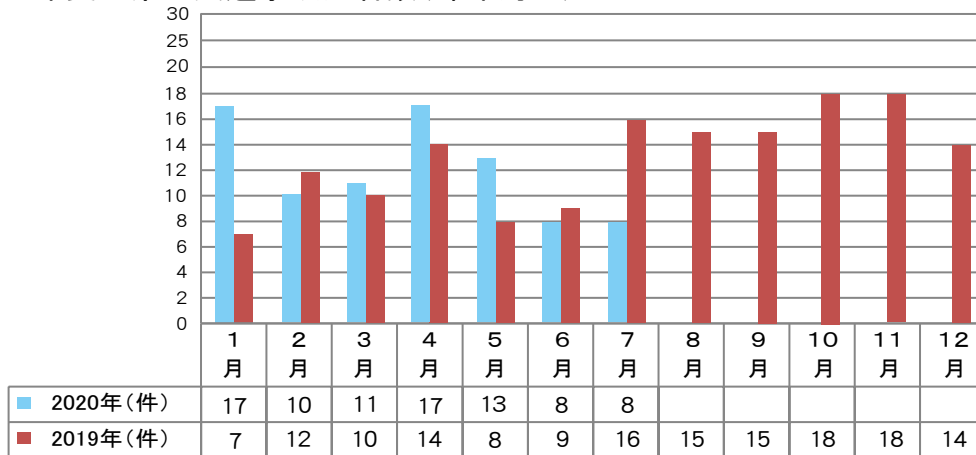
【7月】

【年計】

	件数	死者数	件数	死者数
事業用	5	5	19	19
会員※	3	3	13	13
第一原因※	1	1	7	7

※事業用の内数。第一原因数は自己調査の進捗により、変更になる場合があります。

・2020年愛知県内交通事故死者数(昨年対比)



～ 助成金お申し込みの際の注意点 ～

ながらスマホ防止装置(安全装置)購入促進助成

本年度より、「ながらスマホ」防止支援装置の助成事業を実施しております。シガープラグ型の専用端末(有償)とスマートフォンアプリ(無償)により、運転中のスマートフォンの操作を制御するサービスです。ご興味のある会員様は是非ご検討下さい。

<https://www.ms-ins.com/business/car/safety/>

グリーン経営認証取得助成

本年度より申請受付期間が【上期】【下期】で分かれています。エコモ財団による審査予定日または審査日の該当期間内に事前申請をして下さい。申請期間外の申請は出来ません。

審査予定日または審査日が8月31日以前の場合は【上期】期間での事前申請のみ可能
【上期】令和2年5月8日(金)～令和2年8月31日(月)

審査予定日または審査日が9月1日以降の場合は【下期】期間での事前申請のみ可能
【下期】令和2年9月1日(火)～令和3年2月15日(月)



トラック運送事業者のための 新型コロナウイルス感染予防 対策マニュアル【概要版】

●新型コロナウイルス感染症の主な症状

- 咳が出る
- 息苦しい(呼吸困難)
- においを感じにくい
- 味がしない
- 強いだるさ(倦怠感)
- 平熱より高い体温が数日続く
- インフルエンザのような症状

上記のいずれかの症状がある場合は主治医、保健所、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、指示を受けてください。また、会社にも連絡しましょう。

厚生労働省コールセンター
電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00から21:00 (土日・祝日も実施)

各都道府県が公表している、帰国者・接触者相談センターの
ページのまとめ (厚生労働省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



●日常での感染症予防

手洗い・アルコール手指消毒

手洗いの前に爪を短く切って、時計や指輪は外しておきましょう

厚生労働省ポスターより

流水でよく手をぬがした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

手の甲をのばすようにこすります。

親指・爪の側を念入りにこすります。

指の間を洗います。

親指と手のひらをねじり洗います。

手首も忘れずに洗います。

流水で十分にすすぎ、清潔なタオル、ペーパータオルでよくふき取って乾かします。

洗い残しの多い部分

指先
手のひらのしわ
親指の付け根
手首
爪と皮膚の間
指の関節部分

手洗いができない状況ではアルコール手指消毒も有効

手洗いのタイミング

トイレから出た後は必ず手洗いを!

自分の癖、習慣を意識する

咳エチケット
咳やくしゃみをする時はマスク、ティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる
手でおさえてしまったら手洗いをする

粘膜から感染しやすいので、汚れた手で目や鼻をこすらない

●新型コロナウイルスに打ち勝つ 免疫力を高める生活

- 十分な睡眠
- 栄養バランスの取れた食事
- 生活習慣病の予防に心がける
- 生活のリズムはなるべく崩さない



- 適度な運動
- 疲れ、ストレスをためない
- 笑い、ユーモアを忘れない
- 禁煙、節酒





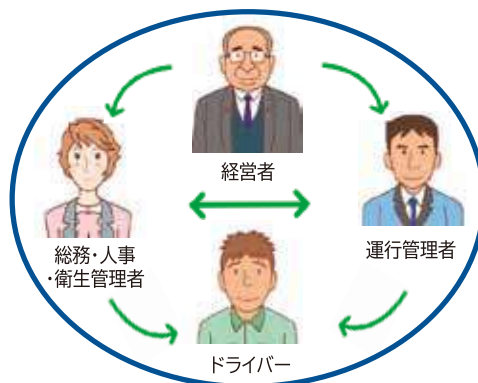
職場で行う感染症対策

●それぞれの立場で行うべきこと

ここでは、「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の

(http://www.jta.or.jp/info/coronavirus_guideline.html)

【3.講じるべき具体的な対策】を加筆編集し、職場にて求められている各役割と、状況における感染予防対策をまとめました。事業場により多少ケースは異なりますが、実践に向けての参考にしてください。



事業所(事務所内外・会議室・食堂・休憩室・トイレ)

- ☐ 入退出前後の手洗い、手指消毒とマスク装着の徹底
(水道設備や石鹸、消毒液等設置)
- ☐ 一定数以上の入室を避け、座席は近距離や対面を避ける
- ☐ 1時間に2回程度、数分間換気する
- ☐ 喫煙室の換気徹底と3密を避ける
- ☐ 共有物品(テーブル・椅子等)や、
手が触れる箇所の定期的な消毒
- ☐ 外勤時はラッシュを避け、出張は不要不急の場合は見合わせる
- ☐ 会議やイベントは極力オンラインで行う
- ☐ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインを参照し、
労働時間の適正な把握や作業環境の整備などに配慮する

〈手洗い・手指消毒・マスク装着の徹底〉



〈1時間に2回程度の換気〉

〈定期的な消毒〉



〈3密禁止〉



〈最低1mあけ、対面は避ける〉



〈テレビ会議〉

〈周知ポスターの掲示〉



〈トイレ内の清掃と消毒〉



〈蓋を閉めて流す〉



〈ペーパータオルの設置〉

- ☐ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等、
感染予防対策を周知する

職場で行う感染症対策



点呼・運行中・荷役作業中・車両・設備・器具

● 点呼

- ☐ 対面点呼では、適切な距離を確保
- ☐ アクリル板、透明ビニールカーテンの設置及び、換気の徹底
- ☐ 運行管理者は自身のマスク着用と点呼前後の手洗いを行うとともに、ドライバーへは、感染予防対策（マスク・手洗い等）ができているかどうかの確認を行う
- ☐ 可能な限り朝夕2回の体温測定の結果報告と体調の確認
- ☐ 発熱・咳等の自覚症状がある場合は自宅待機とする
- ☐ アルコール検知器の除菌、携帯型アルコール検知器の活用

〈アクリル板等を設置〉



〈体温測定〉



〈人との距離が十分ある時は、マスクをはずそう〉



● 運行中・荷役作業中

- ☐ 2名以上が同乗する場合は、マスク着用
- ☐ 書類・荷物の受け渡しには、マスクや手袋を着用し、相手先との直接接触を減らすように努める
- ☐ 高温・高湿度での荷役で、人と2m以上の距離を確保できる場合はマスクをはずす
- ☐ マスク着用時は負荷のかかる作業を避け、周囲との距離を十分にとり、適宜マスクをはずして休憩し、こまめに水分を補給
- ☐ 乗務中に発熱・体調不良を認めた時は、運行管理者に連絡を入れ、運行管理者は乗務を中止させる

〈体調に異変が生じたら無理せず連絡〉



● 車両・設備・器具

- ☐ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベータのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブルやパソコン等の事務機器の消毒
- ☐ 荷役機器や車両点検用工具など共有器具を使用した時は、こまめな手洗い、手指の消毒
- ☐ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液のついたゴミはビニール袋に密閉する
- ☐ 作業服のこまめな洗濯

〈共有設備の消毒〉



〈汚物に触れずビニール袋に密閉〉



〈作業服はこまめに洗濯〉



感染者が確認された場合の対応

- ☐ 保健所、医療機関の指示に従う
- ☐ 速やかに地方運輸局等に連絡する
- ☐ 行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する
- ☐ 人権を配慮し、個人名が特定されないように留意する
- ☐ 感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについては、個人情報に配慮し、適正に取り扱う

感染者が
確認されました

〈速やかに連絡〉



感染症への備え

1. 職場のルール作り

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」(企業の方向け)を参照してください
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html



上記には従業員の感染が疑われる場合の休業等の対応や職場復帰のタイミング、家族が感染した時のルール、緊急時の連絡網の整備と報告体制の周知など、多岐にわたる解説が網羅されています。その中でも、予め社内規定を策定しておくことや、安全衛生教育を実施することは、企業の業態を問わず重要なポイントです。
今後、随時更新されていくことが予想されますので、定期的にチェックされることをお勧めします。

2. 準備する備蓄品

品類	品目
	体温計(予備含む)
	マスク(不織布製)※原則使い捨てとし、1人1日1枚で 60日(2ヶ月)分程度。
	うがい薬
	軍手、ゴム手袋(薄いものと厚いもの)
	ゴーグル(目からの飛沫感染防止)
	設備・器具用消毒薬(消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウム液)
	手指消毒用アルコール
	ビニール袋(使用済みのティッシュやマスクを密封して捨てる)
	衛生管理者用感染防護服一式
	薬品 (一般常備薬)等
	解熱剤 ※15歳未満の子供はアセトアミノフェンのみ。
	胃薬・消毒薬(傷薬)・整腸剤など
	冷却材(冷却枕・氷枕・水枕など)
	スポーツ飲料 ※粉末は備蓄に便利、発熱時の水分補給にもよい。ただし、下痢(脱水)の症状があるときは、経口補水液(梯大塚製薬、OS-1(オーエスワン))。

トラック事業者における感染症対策【解説】

熱中症とマスク

★暑い季節は、ガイドラインに従い、熱中症対策を優先

ガイドライン第2版では、「気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する」としています。

*環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)



点呼とアルコールチェック ★正しい除菌と使用方法

手指や検知器をアルコール消毒した直後の測定で、誤検知が散見されています。そのため、アルコール検知器協議会では、『アルコール消毒⇒石鹸で手洗い⇒アルコール検知器の使用⇒再びアルコール消毒』という手順を薦めています。また、協議会ホームページにメーカー各社の検知器の正しい除菌方法についてのリンクがありますので、参考にしてください。



アルコール検知器協議会
(<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>)

支部だより

01 行事

支 部	開催日	場 所	内 容
第 一	7月17日	西警察署・西署管内	トラックパレード
		DCMカーマ21名古屋城北店・北署管内	夏の交通安全県民運動 ●ないな(717)あおり運転!監視隊出発式●
	7月29日	北区交通安全協会	名古屋第一支部北ト会より北区交通安全協会へ目録の贈呈
第 四	7月14日	中村警察署講堂	Hot・ホットキャンペーン
	7月17日	名鉄ニューグランドホテル	交通安全事故防止大会
西 三	7月14日	碧南、高浜市	交通安全パレード



第一 西警察署・西署管内



第一 DCMカーマ21名古屋城北店・北署管内



第一 北区交通安全協会



第四 中村警察署講堂



第四 名鉄ニューグランドホテル



西三 碧南、高浜市

02 立哨活動

支 部	開催日	場 所	内 容
尾 東	7月15日	小牧市「武道館前」交差点	夏の交通安全大監視活動を実施した。
尾 西	7月14日	エアポートウォーク名古屋	「歩行者保護」キャンペーンとして、歩行者保護を呼び掛けた
西 三	7月10日	安城市福釜町	福釜IC立哨活動
	7月15日		



尾東 小牧市「武道館前」交差点



尾西 エアポートウォーク名古屋



西三 安城市福釜町

支部	開催日	場所	タイトル	内容
第 二	7月15日	愛知県トラック会館	第2陸青会 第一回研修会	熱中症対策セミナー、意見・情報交換会を開催した。
尾 西	7月15日	稲沢市勤労福祉会館	労働災害防止セミナー	講師に一宮労働基準監督署監督官他1名を迎え労働災害の講演を行った。



尾西 稲沢市勤労福祉会館



第2陸青会 愛知県トラック会館

海上コンテナ部会

○令和2年度「海をきれいにするための奉仕活動事務所長表彰」

海上コンテナ部会（山本部会長）は、7月29日（水）国土交通省中部地方整備局丸の内庁舎にてクリーンキャンペーン活動等の奉仕活動が認められ、令和2年度「海をきれいにするための奉仕活動整備局長表彰」を受賞しました。



表彰式の様子

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について

国土交通省及び全ト協より新型コロナウイルスの予防・まん延防止の徹底について周知依頼がありました。会員の皆様におかれましても下記URLに記載の対策に従い、予防・まん延防止徹底にご協力下さいますようお願い申し上げます。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに各運輸局に報告いただくようお願い致します。

◆首相官邸ホームページ『新型コロナウイルス感染症に備えて』

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

トラック運転者のために、いま、 取り組んで欲しいことがあります！

トラック運転者の長時間労働が問題になっています。

今こそ、荷主と運送事業者が協力しあって、トラック運転者の労働時間短縮に取り組む必要があります。
皆さまの取組に役立つ様々な情報を、「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」に集めました！

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト



<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

☑ 国民のみなさまへ

掲載コンテンツの一部を
ご紹介します！



トラック運転者の仕事を知ってみよう

- ▶ 統計からみるトラック運転者の仕事
- ▶ 動画・写真でみるトラック運転者の仕事
- ▶ トラック運転者の「生の声」

トラック運転者の労働時間短縮に取り組んでいた
第一歩は、「トラック運転者」の仕事を知ることです。
そこで、統計情報や、トラック運転者へのインタビュー
など、様々な情報を掲載しています。ぜひご覧ください！

動画コンテンツ
トラック運転者の「いま」とあなたにできること



トラック運転者の
労働時間削減に
向けてあなたに
できること、
やって欲しいこと

トラック運転者の労働時間短縮に取り組
むために国民の皆さまに「できること」
「やって欲しいこと」を分かり易く掲載し
ています。
今日からでも取り組める内容ばかりです。
ぜひご覧ください！

☑ 企業のみなさまへ

簡単自己診断

- ▶ 荷主のみなさま向け
- ▶ 運送事業者のみなさま向け

簡単な質問に答えるだけで、潜んでいるかもしれ
ない問題、そして、その問題を解決する施策候補
までも簡単に確認できる自己診断です。
トラック運転者の労働時間短縮で、荷主にとっ
てどんなメリットがあるのかも掲載しています。

サッと解決よろず相談



長時間労働改善に関わる
様々な疑問をFAQ方式で
掲載しています。

情報いろいろ宝箱

- ▶ 荷主のみなさまへ
- ▶ 運送事業者のみなさまへ

長時間労働改善に活用できる
各種マニュアルを掲載しています。



今後公開予定の
コンテンツは、裏面に！

(2020/07)

今後、公開予定の 新規コンテンツをご紹介します！

※令和2年度中に掲載予定。掲載予定日は、本ポータルサイトで告知させていただきます。

ドラマ仕立ての動画コンテンツ！

テーマは「今こそ始めてみませんか？トラック運転者のために、“荷主”ができること」！
トラック運転者の労働時間短縮には、荷主の皆さまの協力が必要です！



「発荷主が、取り組む」そして「着荷主が、取り組む」

発荷主、着荷主、そしてトラック運送事業者が、「どのように具体的な取組を進めるのか」を、ドラマ仕立てで再現しました。



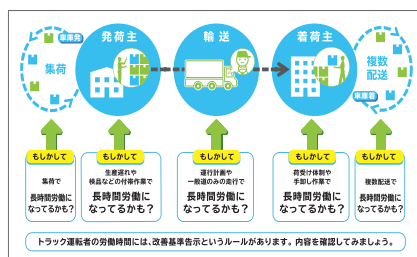
皆さまが日常業務を思い浮かべて「確かにそうだ」と共感できる、2本の動画を掲載します！

改善に取り組むポイントを
可愛いストーリーテラーが
分かり易く解説します。



イラストから、簡単に施策などを確認 「始めてみよう改善活動」！

皆さまのサプライチェーンを思い浮かべてみてください！



サプライチェーンのイラストをクリックするだけで、労働時間短縮に繋がる施策候補などが簡単にわかります。

お問合せ窓口



厚生労働省委託事業者
株式会社 富士通総研

担当名：沖原・亀廻井(かめのい)・田村
電 話：03-6424-6754
メール：fri-truck-seminar@dl.jp.fujitsu.com

軽油価格調査

(愛ト協調べ)

7 月 末 調 査

単 純 集 計

(単位：円)

購入形態	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
価 格	100.00	88.20	76.60	89.00	76.60	69.30	107.00	86.40	77.90	107.00	82.00	69.30

月 間 購 入 量 別 集 計

月間購入量	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30kℓ未満	100.00	90.40	76.60	73.80	73.80	73.80	107.00	87.40	78.50	107.00	87.80	73.80
30～50kℓ未満	85.50	83.80	82.00	74.20	71.80	69.30	—	—	—	85.50	77.80	69.30
50～100kℓ未満	88.60	88.60	88.60	89.00	78.90	75.60	90.00	90.00	90.00	90.00	81.50	75.60
100kℓ以上	84.00	84.00	84.00	78.90	76.90	75.00	77.90	77.90	77.90	84.00	78.00	75.00

支 払 期 限 別 集 計

支払期限	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30日未満	100.00	90.60	82.00	89.00	77.10	69.30	107.00	87.80	78.50	107.00	84.60	69.30
30～60日未満	97.50	86.60	76.60	78.90	76.20	74.20	90.00	84.00	77.90	97.50	80.80	74.20
60日以上	—	—	—	77.30	76.80	76.20	86.00	86.00	86.00	86.00	79.10	76.20

※上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。
なお消費税は含まれておりません。

軽油価格推移表

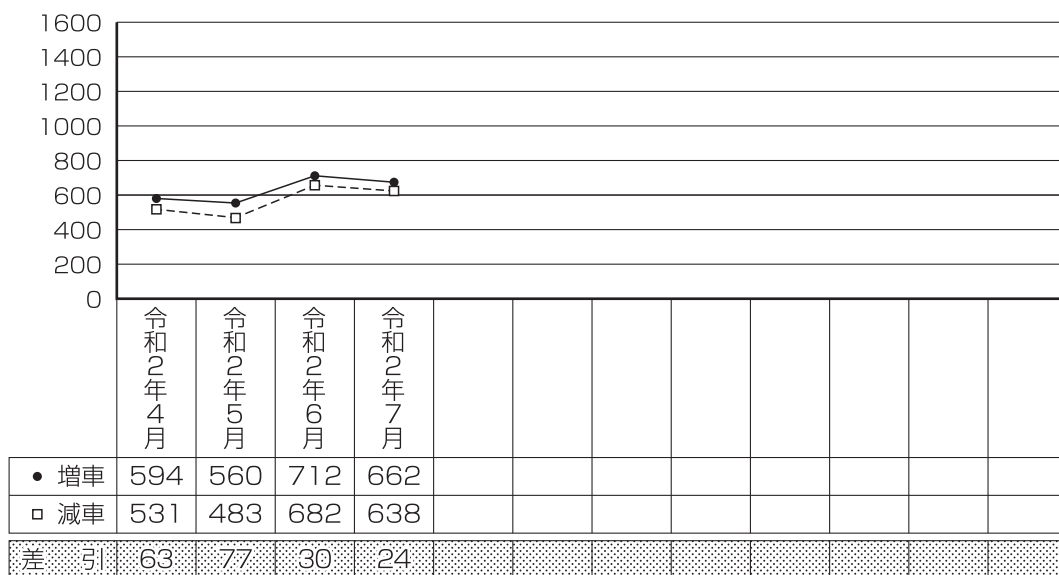
(単位：円)

購入形態 月 別		ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド		
		最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
令和元年	7 月	119.00	104.90	94.50	101.00	95.30	92.70	124.50	106.60	99.50
	8 月	114.00	103.10	92.50	102.00	93.70	90.40	124.50	106.20	99.10
	9 月	114.00	103.80	94.00	99.00	93.30	90.80	122.00	104.00	94.70
	10月	111.00	102.20	92.00	100.00	93.70	90.90	121.00	106.80	101.30
令和2年	11月	116.00	103.00	96.00	101.00	94.60	90.00	121.50	105.60	100.00
	12月	112.50	104.00	96.50	103.00	96.10	89.00	105.50	103.70	102.00
	1 月	120.00	107.40	99.10	105.00	98.80	94.30	124.00	106.90	96.50
	2 月	120.00	104.70	96.50	106.00	93.70	89.30	127.00	110.80	103.00
	3 月	102.00	98.00	87.00	99.00	85.20	72.00	122.00	103.20	94.30
	4 月	116.00	88.50	74.90	89.00	71.90	65.20	114.00	93.60	81.20
	5 月	106.00	81.70	66.00	82.90	66.60	59.50	103.00	83.80	73.00
	6 月	95.00	83.50	70.40	85.00	72.40	65.30	99.00	85.10	71.40
	7 月	100.00	88.20	76.60	89.00	76.60	69.30	107.00	86.40	77.90

一般貨物自動車の増減車動向について

資料提供：愛知運輸支局

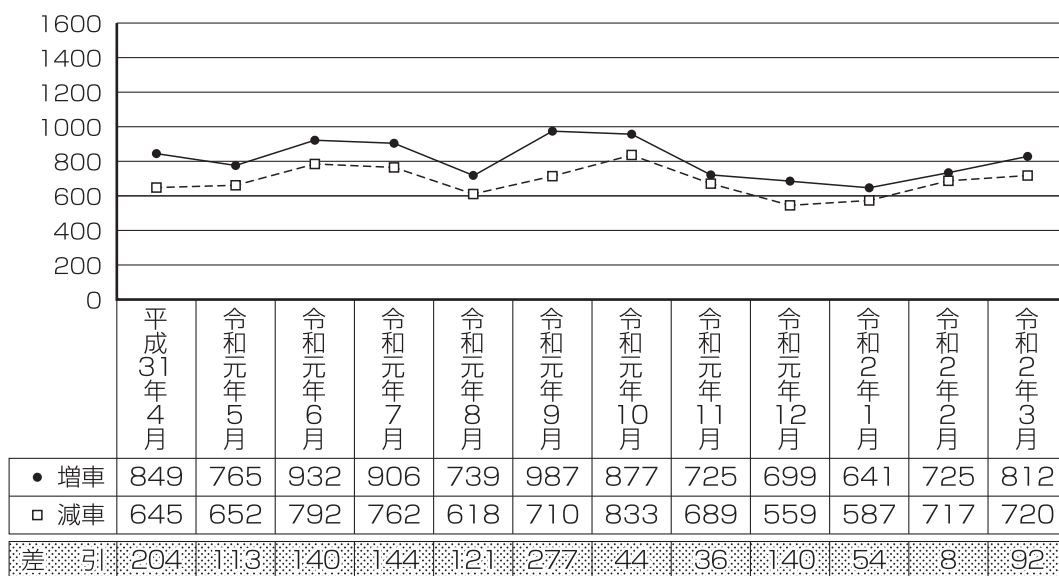
令和2年7月の増減車



令和2年度増減車（7月）

増 車	2,528両
減 車	2,334両
差 引	194両

平成31年4月～令和2年3月の増減車



令和元年度増減車（3月）

増 車	9,657両
減 車	8,284両
差 引	1,373両

委 員 会
部 会

7 月中の活動状況

海上コンテナ部会（山本部会長）

○中部運輸局自動車交通部／愛知運輸支局輸送・監査課 訪問（山本部会長）

月 日：令和2年7月1日（水）
場 所：中部運輸局・愛知運輸支局

○運営委員会（山本部会長）

月 日：令和2年7月14日（火）
場 所：愛知県トラック会館 3階会議室
議 題：1）実務委員会からの報告
2）暫定入会・入会事業者
3）現行RFIDタグ／次期RFIDタグの進捗について
4）その他
・港湾用地使用料等の減額に関する要望
・今後の日程

○実務委員会（服部実務委員長）

月 日：令和2年7月15日（水）
場 所：木材会館
議 題：1）ターミナルコンテナ取扱量の推移
2）上期スピード／違反調査結果
3）現行RFIDタグ／次期RFIDタグの進捗について
4）専門チームの進捗
5）その他
・今後の日程

○西部臨海工業地帯安全輸送協議会

（服部実務委員長）

月 日：令和2年7月16日（木）
場 所：西部臨海地区内、木材会館
内 容：パトロール 及び 会議
議 題：1）蟹江警察署からの報告
2）愛知運輸支局からの報告
3）名古屋国道事務所からの報告
4）名古屋港管理組合からの報告
5）愛知県トラック協会からの報告

○令和2年度「海をきれいにするための奉仕活動事務所長表彰」（山本部会長）

月 日：令和2年7月29日（水）
場 所：国土交通省中部地方整備局
港湾空港部 丸の内庁舎

○広報チーム 打合せ（中西チームリーダー）

月 日：令和2年7月30日（木）
場 所：木材会館
内 容：部会HPリニューアルについて

支部行事

8

月

名古屋第一支部

(18 日) 中交協 第1・第4支部合同事故防止研修会

知多支部

(7 日) 知多陸青会 第1回研修会

名古屋第三支部

(5 日) 成田講

西三支部

(24 日) 西尾部会 役員会

名古屋第四支部

(18 日) 中交協 第1・第4支部合同事故防止研修会

(25 日) 役員会

東三支部

(19 日) 豊橋陸運協会 定例会

(22 日) 田原陸運協会 定例会

尾東支部

(22 日) 中交協 尾東支部との共催 事故防止研修会

☆ご注意下さい☆

不正軽油は使用しないで下さい！

青年部会

愛知県トラック協会 青年部会

● 7月会議・委員会開催状況

○第 4 回 総務委員会（7月7日）

- 報告事項 ・第23回通常総会について
- 審議事項 ・令和2年度事業計画について

○第 3 回 事業委員会（7月8日）

- 審議事項 ・令和2年度事業計画について
- ・第1回研修セミナー及び卒業式の開催について
- ・今後の委員会運営について

○第 4 回 三役会（7月15日）

- 審議事項 ・第4回理事会について

○第 4 回 理事会（7月15日）

- 報告事項 ・第23回通常総会の結果報告について
- 審議事項 ・第1回研修セミナー及び令和元年度卒業式について
- ・令和2年度事業計画について

● 9月の活動予定

- 8日（火） 第6回総務委員会
- 9日（水） 第5回事業委員会
- 10日（木） 第4回研修委員会
- 11日（金） 第1回研修セミナー
- 16日（水） 第6回理事会

青年部会 会員募集中！

青年部会とは？

愛知県トラック協会の会員事業者で、50歳以下の経営者、もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。

また、部会員相互の情報交換、交流などを密に行うことにより、青年部会ならではのネットワークを形成し、事業に役立てています。



全日本トラック協会HPに青年部会ページができました
http://www.jta.or.jp/sub_index/seinen.html

全国、各県の青年部のお知らせが載りますので、是非ご覧ください。どなたでも閲覧可能です。

愛知県トラック協会 女性部会のご案内

【女性部会目的】

本会は女性経営者及びそれに準ずる者等が結集し、交流の輪を広げ、研鑽を重ねて資質の向上を図りながら協会活動に積極的に参画し、業界の社会的地位を高めることに寄与することを目的とする。

(会則第2条)

【部会員数】 36社 37名（令和2年7月現在）

【代表者】 部会長 竹市 五倫（稲沢運輸株式会社 代表取締役）

【会費】 年会費 12,000円

三重県トラック協会が7月に
女性部会を設立しました！

愛ト協女性部会では、各種セミナー、交流会、交通安全祈願、各種会議（総会・役員会）などを開催。

また、全日本トラック協会女性部会中部ブロック協議会（愛知県、静岡県、福井県、三重県）を設立し、

他県女性組織との交流を深めるため、年1回ブロック研修会を開催しております。



愛ト協女性部会へ是非入会をご検討ください！

愛ト協マスコットキャラクター あいとくんが出来ました！

【問合わせ先】 愛知県トラック協会女性部会事務局

〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町 12-6

《TEL》052-825-5000 《Eメール》 ata-female@aitokyo.jp

陸 災 防

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部

令和2年度「全国労働衛生週間」を10月に実施 ～ 今年のスローガンは「みなおして 職場の環境 からだの健康」～

厚生労働省は、10月1日（木）から7日（水）まで、令和2年度「全国労働衛生週間」を実施します。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で71回目になります。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組みを展開します。

労働衛生分野では、過重労働等により労働者の命が失われることや健康障害、職場における労働者のメンタルヘルス不調、病気を抱えた労働者に対する治療と仕事の両立支援、化学物質による重篤な健康障害などが重要な課題となっています。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援を社会的にサポートする仕組みの整備、化学物質対策については、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則等の関係法令に基づく取組の徹底等を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していくこととしています。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“3つの密”（1. 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、2. 密集空間（多くの人が密集している）、3. 密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとしています。

令和2年度全国労働衛生週間実施要綱

<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000645836.pdf>

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)

沿道環境改善のため

大型車は中央寄り走行

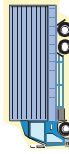
にご協力をお願いします。

歩道寄りの車線は、
沿道環境に配慮する車線
【環境レーン】です。

対象車種

大型車

大型貨物車



1ナンバ

小型貨物車



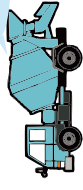
4、6ナンバ

大型バス
マイカー



2ナンバ

特種自動車



8ナンバ

実施区間

国道23号(名古屋南部地域)

緑区大高町

(名古屋南インター交差点)

～

海部郡飛島村

(梅之郷交差点)



※写真はイメージで現地の表示と必ずしも一致しません。

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)



国土交通省・環境省・愛知県・名古屋市・愛知県警・愛知県トラック協会

国土交通省 中部地方整備局 道路部 計画調整課 052-953-8171

国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 052-853-7323

お問い合わせ



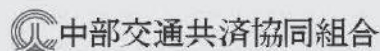
あおってない? あなたの焦る気持ちと 車間距離



第42回 夏期における交通・労災事故防止運動

実施期間: 2020年7月1日(水) ▶ 8月31日(月)

■主催/中部交通共済協同組合 ■後援/愛知・福井・石川・富山・静岡・岐阜県トラック協会



お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽にお電話ください。



詳細は、
ホームページへ

中交協



www.chukokyo.jp

名古屋第一事務所 TEL(052)715-5101 名古屋第二事務所 TEL(052)715-5102 豊橋事務所 TEL(0532)57-5188

名古屋第三事務所 TEL(052)715-5103 名古屋第四事務所 TEL(052)715-5104

〒440-0886 豊橋市東小田原町48番
セントラルレジデンス 202号

〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号



中交協は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



NGV

クリーンな排気ガス&石油代替エネルギー

エネルギー
セキュリティに
貢献

天然ガス自動車

は将来も安心してご利用いただけます。



大型天然ガストラック(車両総重量25t)



天然ガス小型バン

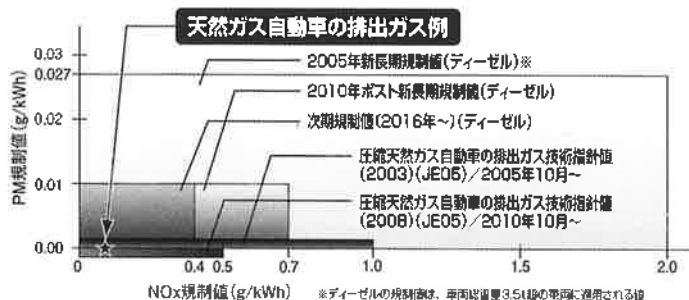


天然ガストラック

愛する地球の
未来のために
天然ガス自動車で走ろう!!



天然ガストラックはポスト新長期規制適合車です。
粒子状物質(PM)排出は0(ゼロ)です。

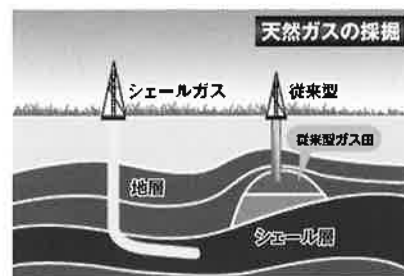


重量車(車両総重量3.5t超~12t以下)のNOx・PM規制値との関係

天然ガス自動車はエネルギーの強靱化に貢献します!

エネルギーの約98%を石油に依存する運輸分門において、天然ガストラックの導入は、トラック輸送の安定化と大規模災害時のセキュリティに貢献します。

天然ガスは世界各地に分布するため安定供給が可能で、シェールガス開発により可採年数も約250年に増大し、石油代替エネルギーとして注目を集めています。



シェールガスの採掘イメージ

【お問い合わせ】 東邦ガス株式会社 都市エネルギー営業部 営業第一G(天然ガス自動車担当)
〒456-8511 名古屋市熱田区桜田町19-18 TEL052-872-9356/FAX052-872-9766



TOHO GAS